

平成21年 労働基準法及び労働安全衛生法

- [問 7] 労働基準法に定める寄宿舎に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、事業の附属寄宿舎に寄宿する労働者の外泊について使用者の承認を受けさせることができる。
 - B 事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、事業の附属寄宿舎の寮長を選任しなければならない。
 - C 事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、起床、就寝、外出及び外泊に関する事項、行事に関する事項、食事に関する事項、安全及び衛生に関する事項並びに建設物及び設備の管理に関する事項について寄宿舎規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
 - D 使用者が、事業の附属寄宿舎の寄宿舎規則を作成する場合には、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。
 - E 使用者は、常時 10 人以上の労働者を就業させる事業の附属寄宿舎を設置しようとする場合においては、厚生労働省令で定める危害防止等に関する基準に従い定めた計画を、工事着手 30 日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

第41回(平成21年度)社会保険労務士試験の合格基準について

1 合格基準及び配点																
(1) 合格基準																
本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。																
① 選択式試験は、総得点25点以上かつ各科目3点以上(ただし、労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、厚生年金保険法は2点以上)である者																
② 択一式試験は、総得点44点以上かつ各科目4点以上である者																
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。																
(2) 配点																
① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。																
② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。																

2 試験問題の正答																
試験科目	出題形式	選択式					択一式									
		問	A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法	問1	⑮	⑥	⑯	③	⑩	D	B	A	B	D	E	C	C	A	C